

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度（諮問事項第四）に関する資料

第1 被告事件の手續への被害者参加

- 1 裁判所は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取、誘拐及び人身売買の罪等に係る被告事件の被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下「被害者等」という。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續に参加することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して相当と認めるときは、被害者等又は当該被害者の法定代理人が被告事件の手續に参加することを許すものとする。
- 2 1の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならないものとする。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 1の許可を受けた者（以下「被害者参加人」という。）又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができるものとする。
- 4 公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならないものとする。
- 5 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、その全員又は一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができるものとする。
- 6 裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないとき認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができるものとする。
- 7 3の規定により被害者参加人が公判期日に出席する場合において、裁判所は、付添い（刑事訴訟法第157条の2）及び遮へい（刑事訴訟法第157条の3）の措置を採ることができるものとする。
- 8 3から7までの規定は、公判準備においてする証人の尋問又は検証について準用するものとする。
- 9 裁判長は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする第2の1の規定による尋問、第3の1の規定による質問又は第4の1の規定による意見の陳述が法律上許されない事項にわたるときは、これを制限することができるものとする。

10 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についての刑事訴訟法の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べるができるものとする。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならないものとする。

第2 証人の尋問

1 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮して相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

2 1の申出は、検察官の尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならないものとする。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 1の規定により被害者参加人が証人を尋問する場合において、裁判所は、付添い（刑事訴訟法第157条の2）及び遮へい（刑事訴訟法第157条の3）の措置を採ることができるものとする。

第3 被告人に対する質問

1 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が刑事訴訟法第292条の2第1項又は第4の1の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であって、審理の状況、申出に係る質問を発する事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対して質問を発することを許すものとする。

2 1の申出は、あらかじめ、質問を発する事項を明らかにして、検察官にしなければならないものとする。この場合において、検察官は、当該事項について自ら

質問する場合を除き，意見を付して，これを裁判所に通知するものとすること。

- 3 1の規定により被害者参加人が被告人に対して質問を発する場合において，裁判所は，付添い（刑事訴訟法第157条の2）及び遮へい（刑事訴訟法第157条の3）の措置を採ることができるものとすること。

第4 証拠調べが終わった後における弁論としての意見陳述

- 1 刑事訴訟法第292条の2第1項に規定するもののほか，裁判所は，被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から，事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において，審理の状況，申出をした者の数その他の事情を考慮して相当と認めるときは，公判期日において，刑事訴訟法第293条第1項の規定による検察官の意見の陳述の後に，訴因として特定された事実の範囲内で，その意見を陳述することを許すものとすること。
- 2 1の申出は，あらかじめ，陳述する意見の要旨を明らかにして，検察官にしなければならないものとすること。この場合において，検察官は，意見を付して，これを裁判所に通知するものとすること。
- 3 1の規定による陳述は，証拠とはならないものとすること。
- 4 1の規定により被害者参加人が意見を陳述する場合において，裁判所は，付添い（刑事訴訟法第157条の2）及び遮へい（刑事訴訟法第157条の3）の措置を採ることができるものとすること。